

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区に置く。
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、兵庫県内に設置された訪問看護ステーション間の連携を図り、共通課題に対する共同事業を行い、地域住民の在宅ケアと各ステーション及びかかりつけ医を支援し、併せて保健・医療・福祉の連携のもとに訪問看護の充実と推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業に関する情報交換、連携、調整等によるネットワーク強化事業
- (2) 訪問看護の質向上に関する研修会、講演会等の開催
- (3) 訪問看護事業における管理者育成及び運営改善に対する課題検討、政策提言等に関すること
- (4) 地域包括ケア推進における関連団体との連携・協働推進事業
- (5) 訪問看護事業の普及啓発に関する事業
- (6) 訪問看護事業に関する行政等からの通知及び情報の周知
- (7) 訪問看護事業の経営及び訪問看護の質の確保・向上等に関する調査研究
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団

法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した兵庫県内の訪問看護ステーションの事業所及び関係団体又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的事業を賛助するため入会した団体及び個人
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦されたもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、定款細則に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第3項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後4か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の会員が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、

議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

(総会運営規則)

- 第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員等

(理事及び監事の設置等)

- 第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上35名以内

会長、副会長を含む

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち3名以内を常務理事にすることができる。

(選任等)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用者である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 代表理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を

理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(解任)

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。解任する場合は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、前項の賠償責任について、外部理事または外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、あらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(名誉会長及び顧問)

第32条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(設置)

第34条 本会に理事会を設置する。

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、各理事が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、その理事会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 訪問看護部会

(設置)

第42条 当法人に、訪問看護部会を設置する。

第43条 訪問看護部会は、部会長、副部会長及び会長が指名する理事をもって構成する。

2 部会長は、会長が指名する副会長が兼ねる。

3 副部会長は、会長が指名する常務理事が兼ねる。

(権限)

第44条 訪問看護部会は、次の職務を行う。

- (1) 委員会の職務の執行の監督
- (2) その他理事会が定めた職務

(招集)

第 45 条 訪問看護部会は、部会長が招集する。ただし、部会長に事故あるときは、副部会長が招集する。

(議事録)

第 46 条 訪問看護部会の議事については、別に定めるところにより議事録を作成する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 47 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、訪問看護部会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから訪問看護部会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、訪問看護部会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、担当理事及び事務専任担当者を置く。

3 事務局専任担当者の雇用については、担当理事が行い、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 ブロック組織

(設置等)

第 49 条 本会は第 3 条に規定する目的を達成するため、ブロックを設置する。

2 ブロックの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 50 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 当法人事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の

開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、総会に報告（第 2 号及び第 5 号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正社員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第13章 公告の方法

(公告方法)

第56条 当法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第58条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15章 附則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第60条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、

施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第61条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

(施行期日)

この定款は、平成24年3月5日から施行する。

この定款は、平成27年4月25日から施行する。

この定款は、平成27年10月4日から施行する。

この定款は、令和元年7月13日から施行する。